



別記様式第5号（第15条関係）

佐野市指令環政第38号

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 群馬県邑楽郡大泉町西小泉二丁目3番地17

氏名 トネリサイクルシステム 株式会社

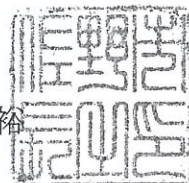
代表取締役 川原 和哉

令和5年6月5日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可します。

令和5年6月12日

佐野市長 金子

裕



|           |                  |   |
|-----------|------------------|---|
| 許可の年月日    |                  | 令和5年7月1日  |
| 許可の有効期限   |                  | 令和7年6月30日   |
| 事業の<br>範囲 | 取り扱う一般<br>廃棄物の種類 | 燃えるごみ   |
|           | 収集・運搬の<br>区分     | 収集・運搬   |
| 許可区域      |                  | 佐野市の区域とする。  |
| 許可条件      |                  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 条例・規則等の法令を遵守すること。</li> <li>2. 市外で発生したごみ・処理困難物・産業廃棄物は市の施設に持ち込まないこと。</li> <li>3. 佐野地域で発生したごみは、みかもクリーンセンターへ、田沼・葛生地域で発生したごみは、葛生清掃センターへ搬入すること。</li> <li>4. 許可車両以外での収集を行わないこと。</li> </ol> |